

天山地区共同環境組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和4年2月

天山地区共同環境組合

○ 目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
3. 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 温室効果ガス総排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	4
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	5
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	6
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（（平成10年法律第117号）以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（（平成28年5月13日閣議決定）以下「地球温暖化対策法」という。）が閣議決定され、同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

天山地区共同環境組合においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

天山地区共同環境組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、天山地区共同環境組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本組合が行う事務・事業を対象とします。なお、外部への委託（施設の管理運営等）により実施する事務・事業等についても、可能な限り温室効果ガスの排出量の把握に努め、受託者に対し、温室効果ガスの排出削減の取組を講ずるよう要請するものとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出による影響が小さいと考えられるパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、また、温室効果ガスの算定対象となっていない三ふっ化窒素（NF₃）を除く、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の 4 種類とします。

(4) 計画期間

本計画の期間は 2020 年度（令和 2 年度）を基準年度とし、2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までを計画期間とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

2020年度（令和2年度）

【二酸化炭素（CO₂）排出量】

項目		使用量又は処理量	排出量（kg-CO ₂ ）
燃料の使用	ガソリン（L）	109	253
	灯油（L）	7,128	17,749
電気の使用量（kwh）		2,662,011	915,732
一般廃棄物の焼却量（廃プラスチック類）（t）※		1,379	3,812,935
合計			4,746,669

※一般廃棄物の焼却量（廃プラスチック類）＝ごみ焼却量×（100%-水分%）×
ごみ質分析（ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革組成比率）の年平均値

【メタン（CH₄）排出量】

項目		処理量又は走行距離	排出量（kg-CH ₄ ）
一般廃棄物の焼却（連続燃焼式焼却施設）（t）		15,022	14.27
自動車の走行	ガソリン（普通乗用車）（km）	2,821	0.03
合計			14.3

【一酸化二窒素（N₂O）排出量】

項目		処理量又は走行距離	排出量（kg-N ₂ O）
一般廃棄物の焼却（連続燃焼式焼却施設）（t）		15,022	851.74
自動車の走行	ガソリン（普通乗用車）（km）	2,821	0.08
合計			851.82

【ハイドロフルオロカーボン（HFC）排出量】

項目	台数	排出量（kg-HFC）
自動車用エアコンディショナー（台）	1	0.01
合計		0.01

【温室効果ガス総排出量（二酸化炭素（CO₂）換算）】

温室効果ガスの種類	排出量（kg）	地球温暖化係数 ※	二酸化炭素（CO ₂ ）換算排出量（t）	割合（%）
二酸化炭素（CO ₂ ）	4,746,669	1	4,746.669	94.917
メタン（CH ₄ ）	14.3	25	0.358	0.007
一酸化二窒素（N ₂ O）	851.82	298	253.842	5.076
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	0.01	1,430	0.014	0.001 以下
合計			5,000.883	100

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素（CO₂）を基準とし、温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定められた係数。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

（1）目標設定の考え方

本計画を踏まえて、天山地区共同環境組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度（令和12年度））に、基準年度（2020年度（令和2年度））比で17%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2020年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	5,001 t	4,151 t
削減率	—	17%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、一般廃棄物の焼却量と電気使用量、灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

①一般廃棄物の焼却量の減量化

- ・構成市との連携・協力を行い廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・当施設の施設見学者に対して、排出抑制の推進・啓発に努めます。

②電気使用量の削減

- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・昼休みには支障のない範囲で消灯します。
- ・見学施設、会議室などの使用後は速やかに消灯します。

③燃料使用量の削減

- ・計画的かつ安定した廃棄物の焼却を実施し、助燃用灯油の使用量削減に努めます。
- ・公用車の効率的な運用を実施し、運転に際してはエコドライブを実践します。

④その他の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、事務局長を総括責任者とし、各係より 1 名の推進責任者で組織する推進本部を設置します。

また、推進本部の事務局を事業係に設置します。

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年 of 取組に対する PDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

本計画の進捗状況は、事務局が結果を整理して推進本部に報告します。推進本部は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

② 本計画の見直し

推進本部は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直す必要がある場合には、本計画の改訂を行います。

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、天山地区共同環境組合のホームページ等で毎年公表します。